

北条市街地住環境整備 北条12区まちづくりニュース

第8号
平成27年11月25日 発行
北条12区区長会
加西市都市整備部都市計画課

■平成27年度第2回勉強会を開催しました!!!

平成27年11月13日(金)、アスティアかさいにて平成27年度第2回北条12区まちづくり勉強会を開催しました。

前回同様、住環境整備の内容と実際に行った住環境整備の実例をご紹介しますでしたが、多数のご参加を頂き、住環境整備に対する住民皆様の関心が高まっていることを改めて実感しました。

第8号まちづくりニュースでは、前回ご質問のありました「既に道路後退をして建築している場合」の住環境整備についてご報告をいたします。

今後とも、住民の皆様と共に「北条の強みを活かしたより良いまちづくり」を考えていくために、勉強会を開催する予定ですので多数のご参加をお願いします。



第2回勉強会の様子

■住環境整備 -道路拡幅について-

既に後退して家を建築している事例

建築基準法に従い、既に道路後退をして家を建てられている方がおられます。既存住宅の場合においても後退道路用地の土地提供を条件に住環境整備の助成は可能ですので、都市計画課までご相談をお願いいたします。

可能な助成内容

- ・奨励金の支払い
- ・道路拡幅整備工事の実施
- ・分筆登記(立地状況によっては分筆できない場合があります。)

(※ただし後退距離が建築基準法の基準に満たない場合は助成が出来ない場合がありますのでご了承ください。)

奨励金支払い額

内容		奨励金額
後退道路用地	1㎡未満	10,000円
	1㎡以上	後退道路用地面積×10,000円 (千円未満端数切捨て)
隅切り道路用地 (三角形の二辺1辺2mを基準とする)		隅切り道路用地面積×20,000円 (千円未満端数切捨て)



既存住宅(既に道路後退している事例)



道路拡幅整備工事事例

■住民皆様へのお願い

今後も北条市街地住環境整備を円滑に実施するため、次のようなご意向がおありの方は加西市役所都市計画課までご連絡、ご相談をお願いいたします。

- ・空き家の除却を検討されている方
- ・住宅の建替をご検討されている方
- ・遊休地をお持ちで、道路拡幅工事にご協力いただける方
- ・既に後退して家を建設されている方
- ・道路拡幅工事希望箇所が有られる方

連絡先:加西市役所都市計画課 TEL:0790-42-8753 FAX:0790-42-1998

第3回まちづくり勉強会のご案内

当初、平成27年度は計2回のまちづくり勉強会を予定しておりましたが、住民の方より休日の昼間の開催希望のご意見を頂きましたので第3回勉強会を開催いたします。

お忙しいとは思いますが、ご参加をお待ちしております。どうぞ宜しくお願いいたします。

日時 平成27年12月5日(土)午前10時
場所 アスティアかさい3階集会室